

政 委 第 24 号
平成 18 年 11 月 27 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 18 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」及び「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 5 回目の年度評価となりますが、一昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人（以下「移行独法」という。）についても評価の対象とされ、今年からは移行独法の事務・事業の見直しも始まったところです。移行独法については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要となっております。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)等を踏まえ、また、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)における視点等も考慮し、中期目標終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」等の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、昨年に引き続き、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれては、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

平成17年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人理化学研究所】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 類似の研究分野を担っている他の独立行政法人等との役割分担や本法人の任務を視野に入れた評価を行うべきである。
- ・ 研究成果に係る情報発信の状況が国民に分かりやすく示されているかについては、費用対効果の視点を含め、可能な限り定量的な指標を設定させた上で評価を行うべきである。
- ・ 財務諸表における「開示すべきセグメント情報」としては、研究事業、バイオリソース関連事業及び成果普及事業の3区分による財務情報のみが掲げられており、総事業費の8割以上を占めている研究事業の内訳等が明らかとされていないことから、透明性を確保するとともに、評価を適切に行うため、研究事業に係る主要な事業ごとの財務情報を財務諸表等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【独立行政法人宇宙航空研究開発機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 引き続き、組織（本社、各本部・事業所、施設等）・人員の合理化状況等について把

握・分析した上で、統合の効果発揮を促す観点から評価を行うべきである。

- ・ 宇宙開発業務については、一定の成熟度が確認された技術の民間への移管の可能性、民間との役割分担の明確化などといった視点を含めて評価を行うべきである。
- ・ 宇宙開発プロジェクトについては、技術開発リスクが高いこともあって、開発費が当初計画より増加する傾向がみられる。このようなプロジェクトについては、開発スケジュールの見直しなどの進行管理の視点にとどまらず、当該リスクの低減方策等コスト管理への取組や計画の継続の可否といった視点を含めて評価を行うべきである。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 競技場の管理運営業務については、効率的な運営を図るため、市場化テストの導入や全面民間委託の可能性を視野に入れて評価を行うべきである。
- ・ スポーツ振興投票業務については、スポーツ振興投票の売上の減少に伴い十分な助成財源が確保できていないという現状を踏まえ、改善方策の実施状況を検証した上で、制度そのものの在り方の再検討が可能となるような評価を行うべきである。
- ・ 自己収入を拡大し行政コストの削減を図る観点から、法人が所有する競技場を始めとする資産の有効活用方策について評価を行うべきである。

【独立行政法人日本芸術文化振興会】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう

図っていく必要がある。

- ・ 劇場等の入場者数の目標値が、過去のデータに基づき、あるいは定率的に算出されていることから、劇場等の管理・運営に係る評価においては、法人の経営努力を促すために、同目標値の適切性等についても評価を行うべきである。
- ・ 養成事業・研修事業については、多額の費用を要していることから、修了生の修了後の活動状況等を的確に把握し、その効果の発現に一定の期間を要することを踏まえた上で、事業の有効性を視野に入れて評価を行うべきである。
- ・ 各劇場等を本法人以外へ貸与する業務については、本法人の利用とその他の利用における全体の稼働率を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、運用の在り方を含めた評価を行うべきである。

【独立行政法人海洋研究開発機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 調査船の運航等の外部委託については、本法人の支出の3割超に及ぶ委託費を費やしている現状を踏まえ、競争契約の導入の余地、委託契約の内容の妥当性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。
- ・ スーパーコンピュータを活用した気候変動等の研究開発については、気象庁のみならず、類似研究機関との役割分担や連携を視野に入れた評価を行うべきである。

【独立行政法人国立高等専門学校機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、

中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校を設置目的や、少子化による中学卒業生数の減少を踏まえつつ、各校の志願状況、進路状況等の分析等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、中期目標期間終了時の検討にも資する評価を行うべきである。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 認証評価業務の評価に当たっては、他の認証評価機関における実施状況も把握・分析した上で評価を行うべきである。
- ・ 大学情報データベースについては、その目的に照らして効果的かつ効率的な整備となっているかについて、各国立大学法人における負担軽減にも配慮しつつ、評価を行うべきである。

【独立行政法人メディア教育開発センター】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人のすべての事務・事業について、任務・機能との関係を明らかにした上で、IT化の進展状況や民間における類似事業の発展状況等本法人を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、中期目標期間終了時の検討にも資する評価を行うべきである。

また、引き続き、メディア教材の研究開発等の業務については、国の関連施策との関係、大学・民間等における類似事業の実施状況、開発教材の利用実態等を把握・分析し、評価を行うべきである。

- ・ プロジェクトの普及促進のためのネットワークセンター設置計画については、IT技術の進捗^{ちよく}状況や費用対効果の視点も入れて、その必要性を含め評価を行うべきである。

【独立行政法人日本原子力研究開発機構】

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 本法人と関係機関等との役割分担の下での機能発揮及び連携を視野に入れた評価や、本法人内における組織面、業務面及びコスト面の統合効果を視野に入れた評価を、引き続き行うべきである。

【所管法人共通】

(人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価)

- ・ 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。

(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)

- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。

(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)

- ・ 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルール整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。

(市場化テストの導入を視野に入れた評価)

- ・ 業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。

(資産の活用状況等についての評価)

- ・ 独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。

また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

【独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所】

上記14法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗^{ちよく}と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。